

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

減価償却の税負担軽減へ(政府税調)

政府税制調査会(首相の諮問機関)が検討している中長期の税制改正の方向性を示す中期答申の論点がまとまりましたので、概略のご報告をいたします。

ポイントは下記にまとめておりますが、消費税では将来の2ケタの税率を示唆した内容であり、それに伴い一部の商品・サービスにおける軽減税率の導入が検討されようとしています。また、この税率アップによる財源は、高齢化社会に対応させて社会保障費に充当する目的税化も議論になっています。

法人税では、企業が設備投資額を全額損金に計上できるように減価償却制度を見直すことが検討されています。具体的には、投資額の95%までしか損金計上できない現行制度を改正し、全額損金できるようにする見通しです。

政府税調は減税には慎重な姿勢を示すことが多いですが、企業の設備投資が活発化すれば景気回復を後押しし、結果的に税増収に結びつくとの判断もあるようです。

中期答申の主な論点

【消費税】

- ・軽減税率の導入の是非
- ・インボイスの導入の是非
- ・社会保障財源化

【法人課税】

- ・減価償却制度の見直し
- ・公益法人課税の整備

【所得課税】

- ・所得再配分機能の強化
- ・子育て支援の税額控除
- ・配偶者控除の見直し
- ・扶養控除に年齢制限
- ・金融所得の一体課税の導入

【その他】

- ・相続税の課税強化
- ・納税者番号の導入 など

一方、所得税においては、子育て支援のために現行の扶養控除を縮小・廃止して税額控除方式(相対的に低所得者への減税効果が大いとの判断)に見直すことや、扶養控除では、ニートやフリーターを適用対象から外すことが検討されています。

また、所得税の再配分機能の強化として税率の累進性を引きあげて、より高額所得者の納税負担重くしていく考えのようです。

その他の課税強化の項目としては、相続税の基礎控除額(現行は、5000万円+1000万円×法定相続人)を引き下げることや納税者番号の導入なども検討項目としてあがっています。

税調としては今秋にも中期答申を取りまとめる予定なので、また別途ご報告致します。

CONTENTS

減価償却の税負担軽減へ
(政府税調)・・・P.1

「会計参与」300社で導入!
中小企業の信頼性向上へ・・・P.1

離婚による年金分割に
ついての誤解・・・P.2

公定歩合の引き上げは
税務に影響有り・・・P.2

取締役の任期延長大勢は「様子見」?
会社法改正の動向調査・・・P.3

相続対策!事業承継で生前贈与と
相続、どっちがお得・・・P.3

賃金・労働時間の動向・・・P.4

厚生年金保険料率改定・・・P.5

ASAK経営実践セミナーのご案内・・・P.5

投資信託最前線～「ロ-リスク・
ハイリターン」を見分けるには・・・P.6

9月度の税務スケジュール・・・P.7

今月の名言録・・・P.8

無料相談会実施中!・・・P.8



「会計参与」300社で導入! 中小企業の信頼性向上へ

中小企業向けの新しい役員制度である「会計参与」を導入した企業が300社前後に上ることがわかったようです。

今年の5月の会社法改正で始まった会計参与は、税理士等が就任して取締役と決算書を作成し、決算書の虚偽記載や改ざんを防ぐ役割を担うものです。これによって決算に対する信用が高まり、取引や資金調達の条件が有利になりやすいため、導入企業が増えてきています。特に、大企業と違い監査機能面で見劣りしがちな中小企業においては、社会的な信用力の向上を狙って導入をすすめる企業が多くなっています。

主に監査役や会計監査人がいない中小企業の経営の透明性を狙って新設された制度ですが、株式会社であれば規模に関係なく導入が可能です。取締役が営業に集中でき会計経理の人材が手薄な中小企業ほど利点が多いという声も聞かれます。またこれに伴い三菱東京UFJ銀行などは会計参与を導入した企業への融資条件を優遇するサービスも導入されています。

(日本経済新聞 06.8.24より抜粋)



離婚による年金分割についての誤解

厚生労働省発表の平成16年人口動態統計によると、平成16年の離婚件数は27万815組で、平成14年の28万9836組をピークに若干低下してはいますが、依然として高い傾向にあります。昨年は「熟年離婚」というTV番組が放映され話題にもなりました。こうした傾向についての良し悪しはさておき、離婚時の年金分割制度はこのような状況を踏まえて創設されたものです。

ただ、この制度については誤解も多いようです。離婚すれば年金が自動的に分割されるわけではなく、必ず半分を分割しなければならないわけでもありません。

【離婚時の年金分割】

内容

- ・平成19年4月1日以降の離婚が条件
- ・当事者2人の年金の基礎となる標準報酬記録の按分割合は、当事者同士の協議により決定（協議不調時は家庭裁判所が定める）

注意！

- ・厚生年金（報酬比例部分）が対象であり、国民年金（基礎年金）は対象外
厚生年金の代行部分も対象
- ・分割希望の場合、離婚後2年以内に社会保険事務所に分割請求する必要有
- ・按分割合は50%:50%が上限
常に半分もらえる訳では有りません

下の3号分割とは異なり、この制度は分割希望者（主に妻）が第3号被保険者期間のみならず、第2号被保険者期間を有することも想定しています。



【3号分割】

内容

- ・平成20年4月1日以降の離婚が条件
- ・この日以降の第3号被保険者期間を対象とするものは、按分率が50%:50%

注意！

- ・平成20年4月1日以降に離婚をしても自動的に按分率が50%:50%となるのは、この日以降の第3号被保険者期間にかかるものが対象であり、この日より前の期間のものについては「離婚時の年金分割」同様、当事者同士の協議又は裁判所の定めが必要です。

公定歩合の引き上げは 税務に影響有り

7月14日、日銀は公定歩合を4年10ヶ月振りに0.1%から0.4%に引き上げました。しかし、公定歩合が重要な金融政策であったのは昔の話。現在では、民間銀行は資金を民間銀行同士の貸し借りで補うようになっているため、日銀から民間銀行へ貸し出す際の基準金利である公定歩合は、金融政策においての実質的な意味合いをあまり持たなくなっています。

ただ、税務においては、公定歩合を基準としているものがありますので注意が必要です。

その一つは、税金を延納や延滞（納期限の翌日から2か月以内の場合）した場合の「利子税」や「延滞税」です。相続税や贈与税の延納を除き、その税率は「前年11月1日現在の公定歩合 + 4%」（上限7.3%）が基準になっています。相続税や贈与税の延納の場合は少し複雑ですが、やはり公定歩合を基準とした特例（軽減）措置が用意されています。しかも、この特例は「各分納期間の開始の日の属する月の2月前の月末の公定歩合」が基準となっていますので、早速、9月1日以降の分納期間から0.1~0.3%の負担増となるのです。



また、会社が役員や従業員に低利で金銭を貸し出した場合、原則として「通常の利率」により計算した利息と実際に支払った利息との差額は給与課税されます。その「通常の利率」の目安のひとつとしても公定歩合（前年11月30日現在の公定歩合 + 4%）が使われています。

取締役の任期延長、大勢は「様子見」？ 会社法改正の動向調査

5月に施行された会社法では、株式譲渡制限会社(非公開会社)は、旧商法で原則2年とされていた取締役の任期について、定款を変更することで最大10年まで延長できることになりました。

取締役の任期を延ばすことのメリットは、株主総会での手続き事務や登記事務から解放されることです。また、役員変更や再任の登記費用も節約できます。そのため、特に規模の小さな企業では、取締役の任期を10年に延ばす企業が多いのではないかと考えられていました。

ところが、大阪市信用金庫が取引先1173社から回答を得たアンケート調査によると、取締役の任期を「延ばす」という株式会社は22.4%。意外に少ない結果です。ただ、「未定」と答えた企業が53.2%を占めていることから考えると「様子見」の企業が多いのでしょう。今後、メリット、デメリットが明確になってくことで、取締役の任期を延ばす株式会社は増えてくると考えられます。

ちなみに、役員の任期を延ばすデメリットは、まず、登記を失念しやすくなることです。最大10年という長期間ですから、前回はいつ登記したのかを忘れてしまう危険があるのです。登記を怠ると過料が発生します。さらに12年間なにも登記しないと会社は「みなし解散」させられてしまいます。

また、任期中の取締役の解任が困難になることも予想されています。というのも、株主総会の決議で取締役はいつでも解任できるのですが、会社法では「解任のための正当な理由がない場合には、その者は会社に対し損害賠償を請求しうる」と規定されているのです。

なお、会社法では取締役一人でも株式会社が設立できるようになりましたが、この場合は流石に任期10年の設定が多いようです。

皆様の会社におかれましても、今一度この新会社法について様々な検討をしてみてもいかがでしょうか？



相続対策！ 事業承継で生前贈与と相続、どっちがお得。

家族名義の口座に振込まれていた夫の役員報酬を夫の死後、相続財産に含めずに相続税の申告を行ったとして、その妻が相続税脱税の疑いで告発された事件が報道されています。実は、こうした相続時のミスはよくある話。奥さんが財産の管理をしているケースが多いため、夫の収入を夫婦の共有財産と勘違いしてしまうのです。そのため、相続税の税務調査でまずチェックされるのは家族名義の口座です。

財産を持つ人にとって、相続は大きな悩みのひとつです。高額な税金の心配もありますが、どのように財産分与をするかも重要な問題です。特に事業者にとっての株式や店舗、諸権利などは事業の存続を左右するものですから深刻です。たとえ遺言を残していても、いざ相続となると「骨肉の争い」が生じるケースは多いのです。そのため、確実にそれらの財産を後継者に継承するために生前贈与という手段が良く使われていますが、問題は贈与税の税率が相続税よりも高いので、財産を計画的に贈与していく必要があります。特に相続税の対策が必要な場合には、より計画的に贈与し、贈与税・相続税を合算した総額ベースで節税になる方法を模索する必要があります。いずれにしても、無計画な生前贈与は大きな税負担を生じさせてしまうことになりかねないのでご注意ください。

また、相続対象財産の総額によっては、「相続時精算課税」という制度を利用する手もあります。この制度は、生前に贈与を受けた財産と相続財産を合算して相続税を計算できる制度。つまり、贈与財産も相続財産として計算できるため節税になるのです。ただ、この制度の適用を受けるためには事前事後に面倒な手続きが生じますが、相続税額の総額を下げる必要がなく、単に事業承継のみを考慮すればよいケースにはとても有効な制度かと思えます。



頭の体操

右図のように数字を並べるとき、次の各問いに答えなさい。

	1	...	1段目
	2	3	...
[1] 8段目の最も右側にある数はいくつですか？	6	5	4
	7	8	9
[2] 1段目から8段目までにあるすべての数を加えるといくつになりますか？	15	14	13
			12
			11
[3] 707は上から何段目で右から何番目にありますか？		
		

回答はP. 7の下部にあります (2006年高輪中学入試問題より抜粋)

賃金・労働時間の動向

厚生労働省による「平成18年版労働経済の分析」によると、今後、人口減少に転じ、労働力供給制約が強まる社会において、今後も持続的な経済発展を実現していくためには、労働者があるもてる能力を十分に発揮することで高い労働生産性を実現し、より多くの人々によって社会を支えるという視点から就業率を高め、就業形態の多様化が進展するもとの、人々が持つ多様な個性を積極的に活用していくことが重要と指摘しています。

そのような動向の中で、賃金については、所定外給与が3年連続増加し、所定内給与も増加に転じ、企業収益の改善が賃金に波及してきています。

また、基本給についても、業績・成果主義の導入が進み、賃金制度に変化がみられます。

1. 賃金の動向

2005年の賃金は、所定外給与が前年比1.6%増3年連続の増加となったことに加え、所定内賃金が同0.2%増、特別給与が同2.1%とそれぞれ5年ぶり、8年ぶりの増加となりました。

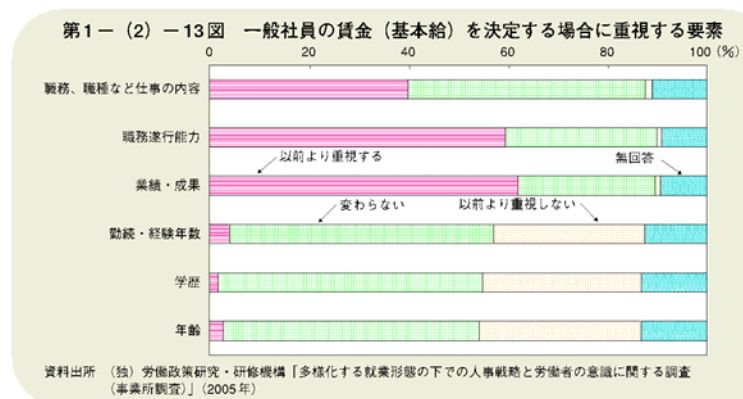
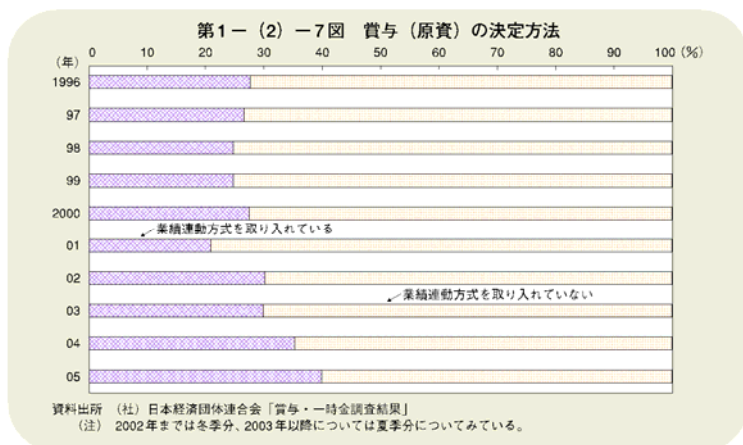
事業規模別に現金給与総額の前年比を見ると、各規模で増加となっているものの、5～29人規模では前年比横ばいとなっています。

労働分配率の動向をみると、景気の回復が企業における従業員の件数に十分反映しない可能性を示唆しており、景気回復の恩恵が今後さらなる賃金水準の改善に反映されることが期待されます。

賞与については、夏季賞与は前年比1.3%増、年末賞与は、同1.0%増と、年末賞与は2年連続の増加となりました。

賞与を決定する方法については、業績連動方式を取り入れている企業が過去最高となり、企業の業績を賞与に反映させる傾向が強まっています(右上図)。

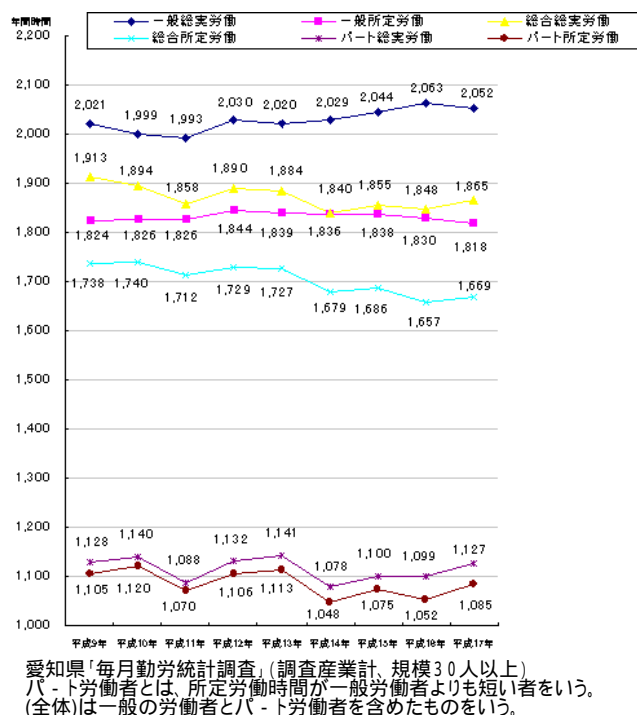
また、基本給についても、業績・成果を重視する業割合が高まっており、これまでの産業全体、労働者全体で一律に賃金上昇する形態から企業や個人ごとの業績等が影響する賃金形態へと、賃金制度のあり方が変わってきています(右下図)。



2. 労働時間の動向

2005年の労働時間は、所定外労働時間が4年連続の増加となったものの、前年比1.1%増と増加幅が縮小したことに加え、所定内労働時間が同0.7%減と減少幅を拡大させたことから、総実労働時間は前年比0.6%減と減少に転じました。要因については、生産活動への労働投入面での対応が所定外労働時間の増加から常用雇用の増加へと結びつきはじめていることなどが挙げられます。

週の労働時間が35時間未満の短時間労働者が若年男女で増加している一方、男性壮年層で週60時間以上の人の割合が増加しています。壮年層での長時間労働の傾向は、仕事の質、量ともに負担が大きいため長時間労働を余儀なくされ、その結果身体や精神の疲れを感じさせる働き方となっていることがうかがえます。



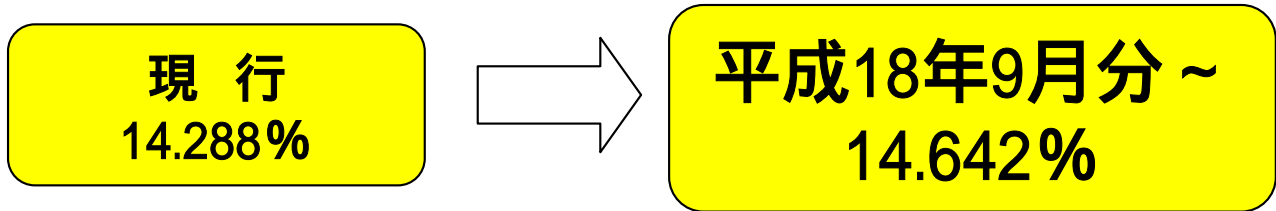
厚生年金保険料率改定

平成18年9月分(同年10月納付分)から厚生年金保険の保険料率が改定されます！

平成16年の年金制度改正において、最終的な保険料水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に給付水準が自動的に調整される仕組みである保険料水準固定方式が導入されたことに伴い、厚生年金保険の保険料率については、平成16年10月分(平成17年度からは9月分)から、毎年、0.354%(坑内員・船員については0.248%)ずつ引き上げられ、平成29年9月以後は18.3%に固定されることになりました。

これにより、今回、平成18年9月分から厚生年金保険の保険料率が改定されます。

この保険料率は「平成18年9月分(同年10月納付分)から平成19年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際に用いられます。

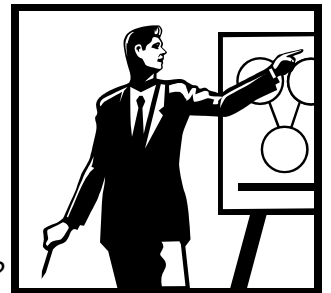


会社と個人が折半します。健康保険料については変更ありません。

ASAK経営実践セミナーのご案内

~ 決算書の見方は、これがポイントだ！ ~

自社において毎年作成される「決算書」、あるいは、新聞紙上などで公開される上場企業の決算書など、日頃さまざまな形でご覧になられたことがあると思います。もちろん、何度かその見方についてもレクチャーを受ける機会もあったかと思いますが、今一度、そのポイントについて学習されてみてはいかがでしょうか？



【予定している主な内容】

- ・決算書の基礎知識
- ・経営分析とは？
- ・金融機関は何を見ているのか？
- ・会社の財務改善のポイント など

今回は、決算書を利用して、そのおさえるべきポイントや簡単な経営分析の手法について解説させていただきます。

特に今年は、商法が改正され、会社設立が容易になりました。これに伴い、金融機関を中心に取引会社の与信管理が強化され、よりシビアな視点で審査されることが予測されています。そのためにも自社の強み・弱みをしっかりとおさえて対処していくことが望まれます。

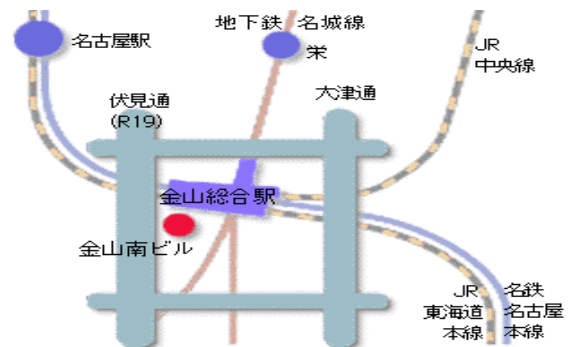
是非、皆様のご参加の程お待ち申し上げます。

日時 9月13日(水) 18:30~20:30
 講師 ASAK 浅岡会計事務所 浅岡 和彦
 場所 名古屋都市センター(金山) 14階 第5会議室
 会費 2,000円
 定員 20名程度

人数限定のためお早めにお申し込みください。

申込 9月8日(金)までに
 当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。

E-mail: info@asak.jp TEL: 052-331-0135, 0145
 できれば自社の決算書を3期分ご持参ください。



名古屋市中区金山町1-1-1金山南ビル
 TEL (052)678-2200

投資信託最新情報 ～「ローリスク・ハイリターン」を見分けるには

先日、日経新聞に投信ランキング2006という記事が掲載されましたが、日本株ファンド(残高100億円以上)の1年間の上昇率で順位を付けています。この中で、国内株中心の投信上昇率ランキングで105.9%の上昇率を実現したファンドが1位となっています。このように、リターンが高いファンドが良いファンドなのでしょうが。

確かに、ファンドの実績を表わす場合、専門誌の大多数が過去1年間で上昇率 %といったリターンのみを記載しているのが現状です。しかし、本当に重要なのはリスクに見合ったリターンを実現しているかということです。

極端な話、同じ3%のリターンといってもリスクが全くない定期預金で実現した場合と、外国株式ファンドで実現した場合では、リターンは同じでもそのために取ったリスクは全く異なります。要するに、その成績が「大きくリスクをとった利益」なのか、それとも「小さくリスクをとった利益」なのかを判別しなければなりません。

そこで、この判別をするのに騰落率というリターンだけでなく、「リスクとリターンの関係」を数値化した指標として「シャープ・レシオ」を使うのがプロの世界では主流のようです。

「シャープ・レシオ」による客観的判断

「シャープ・レシオ」とは、「リスク(標準偏差)に対する余剰利益の大きさ」を計る指標で、計算式は次の通りです。

$$\text{シャープ・レシオ} = \frac{\text{超過収益 (ポートフォリオの過去の運用実績 - 無リスク資産の利回り)}}{\text{ポートフォリオのリスク(標準偏差)}}$$

リスクのある資産へ投資したことにより得られた収益から、リスクのない資産(例えば定期預金など)へ投資した場合に得られる収益を除いたものを超過収益といいます。

<具体例>

右表に示す2種類のファンドは、過去の実績から両者とも15%のリターンが期待されるものとします。

ファンドAはリスク(リターンのぶれ)が5%、一方ファンドBのリスクは10%とファンドAの方がリスク(リターンのぶれ)が小さいとします。

ファンドA・Bの過去の運用実績とリスク

	過去の運用実績	リスク(標準偏差)
ファンドA	15%	5%
ファンドB	15%	10%

注)無リスク資産の利回り = 3%と想定

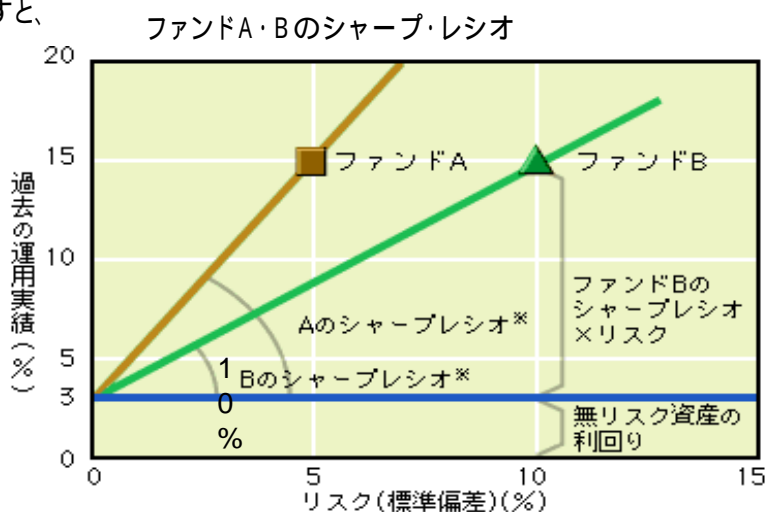
そこで、それぞれの「シャープ・レシオ」を計算しますと、

$$\text{ファンドA } (15 - 3) \div 5 = 2.4$$

$$\text{ファンドB } (15 - 3) \div 10 = 1.2$$

「シャープ・レシオ」は、右のグラフで、無リスク資産の利回りを始点として、それぞれのファンドを通る直線の傾きとして表わされます。

ファンドA・Bは、同じ運用実績ですが、Aの方がリスクが小さく、シャープ・レシオから見て、Aの運用実績の方が優れているといえます。



この「シャープ・レシオ」はリスクとリターンの関係が客観的に数値化されている指標であるにもかかわらず、日本ではあまりなじみがありません。もし、投資家の多くがそのような数値によって「ファンド選択の判断」をしてしまうと、大手証券の扱う投資信託のほとんどが売れなくなってしまうからでしょうか。

しかし、投資信託約2000本の格付けを行っている第三者評価機関「モーニングスター」では、投資信託の分析に「シャープ・レシオ」使っています。同社のH.Pで個別ファンドの「シャープ・レシオ」を検索してみたいかがでしょうか。

9月度の税務スケジュール

内 容	期 限
8月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付	納 期 限 9月11日(月)
7月決算法人の確定申告	申 告 期 限 10月2日(月)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 10月2日(月)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申 告 期 限 10月2日(月)
1月決算法人の中間申告(半期分)	申 告 期 限 10月2日(月)
消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告	申 告 期 限 10月2日(月)
消費税の年税額が4,800万円超の7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申 告 期 限 10月2日(月)

One Point

宝くじは非課税？ サマージャンボで億万長者が168人

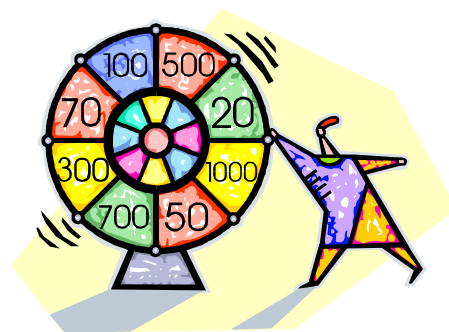
8月11日、サマージャンボ宝くじの抽せんがありました。今年のサマージャンボ宝くじでは億万長者が168人も誕生するそうですが、その当たりくじの本数は1000万枚に4枚。当選確率は0.00004%です。また、1000万枚(30億円)あたりの当選金額は14億990万円ですから、300円の宝くじ一枚当たりの期待値は142円になります。

当選確率や期待値だけ見れば、株式投資や競馬などの方がはるかに上です。しかし、我々庶民にとって「億」という金額を手にする手段はそれほど多くはありません。まさに宝くじは「夢」を買うくじなのでしょう。

宝くじの当選金に税金がかからないのは良く知られていることです。これは、宝くじの根拠法である「当せん金付証票法」の第13条に「当せん金付証票の当せん金品については、所得税を課さない。」と規定されているからです。本来、宝くじの当選金は懸賞の当選金と同様に一時所得にあたりますが、非課税なので申告する必要がありません。ナンバーズやロト宝くじ、またサッカーくじ(TOTO)も同様に非課税です。

ただ、これを逆に考えると、300円の宝くじから期待値の142円を差し引いた158円のうち経費(約39円)を差し引いた約119円は地方自治体の自主財源に充てられています。そして、その用途は税金とほぼ同じです。つまり、宝くじは購入時に購入者全員が既に税金を支払っているという見方もできるのです。

ところで、幸運にも宝くじで高額な当選金があたった場合、その使い道は海外旅行に行ったり、家を買ったり、事業開始の資金にしたりと様々でしょう。ただ、あまり派手な使い方をすると税務署がそのお金の出所について疑問を持つこともあります。念のため、当選金を受け取る際には金融機関の発行する「当せん証明書」を受け取っておきましょう。



「頭の体操」の解答 【1】 36 【2】 666 【3】 上から38段目 右から35番目

<ちょっと解説> 規則性に関する問題

【1】 8段目は1番右に最後の数がくるので、単純に $1+2+\dots+8$ を計算するだけです。

【2】 これも $1+2+\dots+36$ を計算すればよい。

まともに足しても計算できますが、等差数列の和の公式 $\frac{(1+36) \times 36}{2}$ を利用すると計算は簡単となります。

【3】 上記【2】の $1+2+\dots+36$ をそのまま活用し、36段目の1番右の数が666であることがわかります。これに37を加算した703が707を超えていないので、707は38段目にあることがわかり、あとは数えればOKです。

今月の名言録

近道はない

米国の大手ペットフードメーカー、ラルストン・ピュリナ社のオーナーになったウィリアム・ダンフォースは、若いころに成功についてある教訓を学びました。彼はこう言っています。



「わたしは十六歳のときセントルイスに出てきて、手工芸学校に通いました。寄宿舎から学校までは1マイルの道のりでした。寄宿舎のすぐそばに先生が住んでいて、毎朝わたしたちは同時刻に出かけました。ところが、いつも先生のほうが先に学校へ到着しているのです。その当ても負けず嫌いだったわたしは、あらゆる近道を試してみました。それなのに、来る日も来る日も先生がわたしより早く着いています。

やがてわたしは、先生がどうやって早く学校にたどり着くのかようやく知りました。すべての交差点を、彼は走って渡っていたのです。彼が常にわたしに先んじることができた秘密は、『ほんの少し余計に努力する』ことだったのです。」

“ 行く価値のある場所へは 近道などひとつもない。 ”

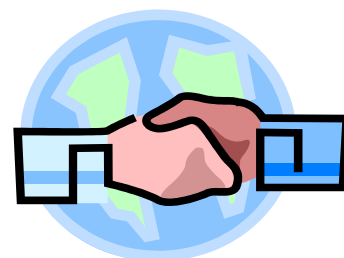
- ビヴァリー・シルズ(米国の人気オペラ歌手) -

「ありきたりの毎日を黄金に変える言葉」(ジョン・C・マクスウェル著、講談社刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美

